

議案第10号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成20年度から平成34年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。

改 正 前

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成20年度から平成29年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

略

(産業廃棄物処分場税の適用期間)

第232条 産業廃棄物処分場税は、平成35年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

附 則

第1条～第17条 略

(国の税制改正に伴う検討)

第18条 森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、第53条の19及び第53条の20の規定による税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第232条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

略

(産業廃棄物処分場税の適用期間)

第232条 産業廃棄物処分場税は、平成30年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

附 則

第1条～第17条 略